

土 壌 汚 染 対 策 基 金

助成金交付事業～土壌汚染対策費用の支援について～

土壌汚染対策法に定める指定支援法人、(公財)日本環境協会では「土壌汚染対策基金」を設置し、支援活動の一環として土壌汚染対策への助成金事業を行っています。

要措置区域において汚染の除去等の措置(対策)を行う土地所有者等^{※1}に対して、助成を行う都道府県等^{※2}に対し、助成を行います。

※1 土地所有者、管理者、占有者 ※2 都道府県及び土壌汚染対策法で定められている政令市

助成対象となる条件

次の3つの条件をすべて満たしている必要があります。

1

「要措置区域」に指定された土地であること

健康被害のおそれの
あるかないかの考え方

- ・周辺の土地において地下水の飲用等があるかどうか
- ・人が立ち入ることができる土地かどうか

土壌汚染状況調査結果を行政へ報告

土壌溶出量基準／土壌含有量基準を超える有害物質**あるかないか**
(土壌溶出量基準及び土壌含有量基準への適合判断)

ない
(基準適合)

規制対象外

ある
(基準不適合)

自主調査において土壌汚染が判明した場合、土地所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請(法第14条)

規制対象

おそれあり

健康被害のおそれが
あるかないか

おそれなし

要措置区域
(法第6条)

形質変更時要届出区域
(法第11条)

対
象

土壌汚染の摂取経路があり、**健康被害が生ずるおそれがある**ため、汚染の除去等の措置が必要な区域
→土地の所有者等は、都道府県知事等の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと。(法第7条)
→土地の形質変更の原則禁止(法第9条)

土壌汚染の摂取経路がなく、**健康被害が生じるおそれがない**ため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む)
→土地の形質変更をしようとする者は、都道府県知事等に届けを行うこと。(法第12条)

対
象
外

2

「汚染原因者が不明・不存在」であること

助成対象となる要件は、汚染原因者が不明または不存在であることです。

汚染原因者が自ら工事主体となって土壌汚染対策措置を行う場合は助成の対象にはなりません。

これは、汚染原因者に対して助成を行うことは汚染者負担の原則に反すると考えられるためです。

また、汚染原因者である事業会社等が存在する場合も助成の対象とはなりません。

不明：汚染原因者が判明しない場合

不存在：汚染原因者が倒産等により存在しない場合